

一般社団法人日本LD学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、一般社団法人日本LD学会と称し、英文名を Japan Academy of Learning Disabilities (英文略称「JALD」) とする。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、LD (Learning Disabilities: 学習障害、以下略称をLDとする) 及びその関連領域に関する科学的研究等を行い、LD等を有する児(者)に対する教育の質的向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) LD等に関する年次大会等の開催
- (2) LD等に関する教育事業
- (3) LD等に関する調査研究
- (4) 機関誌及び学術図書等の発行
- (5) 関連諸団体との情報交換、及び活動に関する協力
- (6) その他、前各号の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条

この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、LD等に関する科学研究・臨床・教育に携わっている個人

(2) 名誉会員

この法人の運営に功労のあった者で理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人

(3) 機関会員

この法人の目的に賛同し、機関として入会した団体

(4) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理兼証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第6条

この法人の目的に賛同し、会員として入会しようとするものは、理事会あるいは常任理事会において入会資格に関する内規に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会あるいは常任理事会において入会資格に関する内規に定める基準により決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条

名誉会員以外の会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、定款施行細則に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第8条

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条

第8条及び第9条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又はこの法人が解散したとき。

第4章 社員（代議員）

(代議員)

第11条

この法人には代議員を置く。

- 2 この法人は、概ね正会員150人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、法人法上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙細則は理事会あるいは常任理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、当該選挙に立候補している正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される社員総会の開始直前までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の開始直前までとする。

第5章 社員総会

(構成)

第12条

社員総会は、すべての社員（代議員）をもって構成する。

(権限)

第13条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事等の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会又は常任理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第15条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条

社員総会の議長は、副理事長のうちいずれか 1 名がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条

社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 19 条

社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 20 条

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 30 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事のうち状況に応じた必要人数を副理事長及び常任理事とすることができる。
- 3 理事長以外の理事のうち、副理事長及び常任理事を法人法上の業務執行理事とする。
- 4 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 22 条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 常任理事は理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常任理事は毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条

監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条

理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条

理事及び監事等に対して、その職務執行の対価として、役員等の旅費等に関する内規に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(責任の免除)

第 28 条

この法人は法人法第 111 条 1 項の役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条

理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条

理事会は通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条

理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条

理事会の議長は副理事長のうちいずれか 1 名がこれに当たる。

(決議)

第 34 条

理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条（理事会の決議の省略）の要件である、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 8 章 常任理事会

(常任理事会)

第 36 条

この法人は理事会の運営支援及びこの法人の総合調整を図るため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 37 条

この法人の業務を遂行するために委員会を置く。

2 各委員会の委員長は、理事長が常任理事の中から指名し、理事会又は常任理事会で選任する。但し、やむを得ない場合には、理事長が常任理事以外の理事から指名することを妨げない。

3 委員会に副委員長を置くことができる。

4 副委員長及び委員は委員長が指名し、理事会又は常任理事会で選任する。

5 第 1 項の委員会の名称、組織、職務に関する事項は、定款施行細則に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第38条

この法人は事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には必要に応じて事務局長、事務局次長、その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会又は常任理事会の議決により、理事長が別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第39条

この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事等の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 42 条

この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 基金

(基金)

第 43 条

この法人は社員又は第三者に対し、基金の拠出をもとめることができる。基金の運用に関しては、定款施行細則に定める。

第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条

この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条

この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条

この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第15章 補則

(補則)

第48条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会又は常任理事会の議決により、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、2009（平成21）年4月1日から施行する。
2. この定款は、2012（平成24）年4月1日に一部改定する。
3. この定款は、2016（平成28）年6月19日に一部改定する。
4. この定款は、2017（平成29）年6月18日に一部改定する。
5. この定款は、2021（令和3）年10月24日に一部改定する。
6. この定款は、2022（令和4）年6月12日に一部改定する。
7. この定款は、2023（令和5）年6月18日に一部改定する。

上記はこの法人の現行の定款に相違無い。

2023（令和5）年6月18日

住所：東京都新宿区山吹町358番地5

名称：一般社団法人 日本LD学会

代表理事：海津 亜希子